



# チャンネル chひの

Community  
Channel  
Hino

チャンネルは  
**113ch**  
まちの情報  
毎日お届け!

## 中海テレビに加入の皆さんへ「チャンネルひの」放送スケジュールのご案内

番組名・番組内容	放送予定時間 ※番組編成や放送時間は変更される場合があります。
週刊ひのニュース	毎週、6:00、7:00、7:30、8:00、9:00、12:00、12:30、13:00、16:00、17:00、17:30、18:00、18:30、21:00、23:00、23:40からの20分間 ※この時間帯に議会中継や特別番組などが放送される場合があります。
特別番組	10:00～12:00、14:00～16:00、19:00～21:00
議会中継	10:00～17:00（生中継）、19:00～24:00（録画） ※議会会期中のみの放送となります。なお、予定より早く終了した場合は、放送内容を変更することがあります。
上記以外	文字放送やライブカメラ放送、啓発番組などを放送します。

▼詳しくは、テレビリモコンの「番組表」でご確認ください。なお、町ホームページでは1週間分の番組表がご覧になれます。

パソコン・タブレット・スマートフォンでも視聴できるようになりました。

- ①鳥取県日野町のウェブサイト【[www.town.hino.tottori.jp](http://www.town.hino.tottori.jp)】のトップ画面右下にある「チャンネルひの」のバナーをクリック
- ②ページの「こちらからご視聴いただけます」をクリックすると番組が視聴できます。なお、過去の放送番組もご覧になれます。

まちの話題を大募集中!

「チャンネルひの」では、町民参加の番組づくりを目指しています。情報は、メールまたは電話でお寄せ下さい。メール：[comtv@town.hino.tottori.jp](mailto:comtv@town.hino.tottori.jp) / 電話：0859-72-0332



長年の功績を称え

日本赤十字社から銀色有功章進呈



銀色有功章の楯を手にする生田さんと塔田町長

5月8日、生田秀正さん（下黒坂）が、日本赤十字社より「銀色有功章」を受賞しました。

これは、長年にわたり赤十字事業の進展に従事した人に対し授与されるものです。生田さんは日本赤十字社鳥取県支部の日野町分区長として赤十字事業に尽力したことが評価されました。

新型コロナウイルス感染予防対策のため、塔田町長が自宅を訪れ、楯と略章を直接手渡し、感謝の言葉を贈りました。

## ふるさとのことば

～日野弁なんずかんず～ 第82回

### 土地や田んぼはどうして「筆」？

この号がお手元に届く頃には田植えも済んでいることと思いますが、こんな表現を聞いたことがありますか？

例えば、「イデのネキのソラのフデ」。地元以外の人にはチンブンカンブンかもしれませんが、これを訳すと「水路の近くの上の田んぼ」ということになるでしょうか。

田んぼを含む「土地」を「筆」と呼ぶのは方言ではありません。登記簿では、土地の単位を「筆」といい、「1筆（いっぴつ、ひとふで）」

2筆（にひつ、ふたふで）と数えます。また、土地を分割登記することを「分筆」といいます。その由来は、豊臣秀吉が行った「太閤検地」の際、土地の所在や面積、所有者などの情報を筆で公簿に記載したから、という説が有力です。

「当時は土地だけではなく何でも筆で記録したのでは？」というツツコミはさておき、400年以上前の出来事がいまだに言葉として記憶されているという事実が、言葉・方言研究の面白味です。

協力：日野町歴史民俗資料館友の会

～こんにちは、消費生活相談員です～  
知って安心！消費生活のはなし



暗証番号  
個人情報



## 新型コロナウイルスに便乗!? 悪質商法にご用心

新型コロナウイルス対策に便乗し、役場などの公的機関になりすまして、個人情報や口座情報をだまし取ろうとする事例が発生しています。

### <相談事例①>

「〇〇町新型コロナウイルス対策室です。このたび、国の事業で決まった給付金を配布しています。キャッシュカード番号または銀行口座番号を教えてください」という電話がかかってきた。

### <相談事例②>

封筒に入った使い捨てマスクが届いた。自分も家族も注文した覚えがなく、全く心当たりがない。請求書は入っていないが、今後どうしたらよいのだろうか。

- ▼役場などの公的機関が ATM の操作や手数料の振り込みを求めることは、絶対にありません。
- ▼電話などで「給付金を配布するので、個人情報や口座番号を教えてください」と言われたら、詐欺の疑いがあります。すぐに電話を切りましょう。
- ▼注文した覚えのない品物は、送り付け商法の可能性があります。個人情報を聞き出される恐れがあるため、慌てて送り主に連絡を取らないようにしましょう。



一人で悩まず、相談は役場産業振興課内、消費生活相談窓口（電話 72-0336）へ  
※局番なしの「188」でも、近くの相談室につながります。ぜひ、ご利用ください。